

農政部会 議事録

日 時：平成29年 7月 19日（水）午前10時

場 所：合同庁舎 4階 大会議室

議 題

第1号議案 農業経営改善計画の認定申請について

第2号議案 「平成30年度農地等の利用の最適化の
推進に関する意見」について

そ の 他

坂出市農業委員会

出席委員 15名

- | | | | |
|-----|------------------|-----|---------------|
| 1番 | 井上 雅史(遅れて出席) | 22番 | 中村 一信 |
| 2番 | 木下 得代 | 26番 | 大原 眞路(農地部会長) |
| 3番 | 寺嶋 秀行 | 29番 | 中村 康男(会長職務代理) |
| 6番 | 松下 良夫(農政部会長) | 30番 | 藤本 俊彦 |
| 11番 | 細谷 秀樹 | | |
| 13番 | 平田 忠司 | | |
| 14番 | 若谷 修治 | | |
| 18番 | 平田 正幸(会長) | | |
| 19番 | 大林 正利 | | |
| 20番 | 大西 和男(農地部会長職務代理) | | |
| 21番 | 新谷 豊敏(会長職務代理) | | |

欠席委員 2名

- | | |
|-----|-------|
| 23番 | 北山 定男 |
| 28番 | 東山 光徳 |

事務局出席者

- | | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 細川 英樹 |
| 事務局長補佐 | 藤井 良清 |
| 事務局次長 | 岡崎 伸一郎 |
| 書記 | 坂上 祐美 |

【事務局長】

おはようございます。定刻がまいりましたので、ただいまより7月の農政部会を開催いたします。現在17名中、14名の出席をいただいておりますので、この部会が成立していることを報告いたします。また、北山委員さん、東山委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

また1件報告がございます。7月1日付けの人事異動に伴いまして農地法第3条申請や合意解約、利用権設定等を担当しておりました、田路がかいご課に異動になり、代わって市民課より坂上が農業委員会事務局にまいりましたので紹介いたします。

【坂上書記】

挨拶

【事務局長】

それでは、坂出市農業委員会部会会議規程第7条の規定によりまして、以後の議事進行を松下農政部長にお願いしたいと思います。

松下部長よろしくお願いいたします。

『部会長』

ご一同におはようございます。不安定な梅雨の末期でございますが、皆様には大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

今月の委員会をもちまして、任期最後の委員会となります。本日よろしくお願い申し上げます。

それでは第1号議案、『農業経営改善計画の認定申請』についてを議題に供します。事務局に説明をお願いします。

【事務局長】

農業経営改善計画認定申請は、今回5件提出されております。4件が更新で1件が新規であります。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の18日（昨日）に開催された、坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けております。農業委員会の意見を坂出市から求められたものでございます。

申請の概要を1ページから2ページにまとめており、3ページ以降12ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

事務局の説明が終わりました。第1号議案について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

『中村一信委員』

3番と4番の方について、5年後の目標の面積とか作付け種類は変わりないんですが、目標金額が1.5倍から2倍以上を掲げておりますけれども、目標というものは金額を書き入れただけで良いものか、本当に実現できる現実味があるものなのか。

これを坂出宇多津地域農業再生協議会がこれで良しと認めているのでしようが、目標金額というものを作付面積が変わらない状態で、5年後本当にこれだけできるのだろうかと疑問を持ちます。

『部会長』

特に果樹関係は「未成園」というか、生り始めた樹が多い場合は成長するにしたがって同じ面積でも収穫量が3年5年と経過するほどに増えてまいります。野菜についてもやり方によって多少収量は増えてくるようです。その辺は普及所が十分検討していただいていると思いますが。

【事務局長】

昨日担い手部会の方で審議いただいたのですが、認定申請を提出するに当たって中讃農業改良普及センターの指導が入っており、普及センターの指導員の方からある程度妥当な内容であるとの説明はいただいております。また作付面積が変わらなくても生産合理化の中で収量を上げる努力をしたり、単価を上げる方策等により所得向上の努力をしていただくとの説明をいただいております。

『部会長』

よろしいでしょうか。他にご意見ございませんか。

『部会長』

特に異議もないようですので、第1号議案『農業経営改善計画の認定申請』5件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものとしたします。

次に、第2号議案 県に対する『平成30年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見』についてを議題に供します。事務局に説明をお願いします。

【事務局長】

『農地等の利用の最適化の推進に関する意見』は旧法の『建議』に代わるものとして、新法の「農業委員会等に関する法律」第38条に規定されており、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならない。」また「前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。」とされております。

先月の農政部会で皆様方に、農業委員会活動をしている中で「農地等の利用の最適化」に関する様々な困った事案やご意見を今月11日締切ということで募りましたところ、12人の方からご意見をいただきました。

議案に基づき説明

以上で説明を終わります。

『部会長』

先日皆さんからいただいたご意見、取りまとめて事務局から説明がありましたが、この他にこんな意見も申しておく必要があるのじゃなかろうかというような意見も併せていただきたいと思います。

《発言・意見なし》

『部会長』

なかなか文章にするのは難しいという感じを受けるわけですが、意見はそれぞれかなり持っておいでると思いますが、またそれぞれの機会にお出

しただきたいと思います。別に特別なご意見ございませんので、ただ今申し上げた点を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたして第2号議案を終了させたいと思います。

『部会長』

農政部会の案件としてはただ今の2件でございます。これで審議案件は終了しました。その他案件として、事務局の方で何かありますか。

【事務局長】

本日現農業委員さんの任期最終日ですが、最終日ぎりぎりまでご審議いただきありがとうございました。

以上です。

『部会長』

それでは、これをもちまして7月の農政部会を閉会いたします。長い間ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

10:27 終了